## 10月号 (No. 112号) 平成18年10月1日発行

**育長耳又将至 一 三** 地域療育等支援相談室 大阪府泉郡熊取町射(東47目22-12

TEL: 072-453-5917 FAX: 072-452-9151 e-mail:kumatori room@tea.ocn.ne.jp

4月以降、障害者自立支援法の施行により、障害程度区分が認定され、サービスの支給決定が各市町村でされてきました。聴き取り調査を受けられたみなさんの手元にも、けっていっきました。決定通知が届いているでしょうか。

またでううちの中には、決定の内容に流派がある はあった。本書ができるという内容のことが書かれてあります。みなさんが、もしず可 が書かれてあります。みなさんが、もしず可 が書かれてあります。みなさんが、もしずする が書かれてあります。みなさんが、もしばず 対対で決められた障害程度区分やサービスの はあった。 を持たさいます。 を対してきない場合は、それをもうできない場合は、それをもうできた。 度検討しなおしてもらうための手続きができるということです。

本者請求は、各都道府県に設置されるが服本者に対して請求します。決定通知が属は、決定通知がはは、決定通知がはは、決定通知がはは、決定の方ものも60日以内にはまずしなければないた翌日から60日以内にはまずしなければないた。 ません。 古りません。 古りません。 古りません。 本者前が日、本者前が日、本者であるといるを審査 きにゅうし、おおしの方には、対の方においてもできます。 とどを審査請求書に記入し、おおしの方においてもでは、本者では、大阪府においてもでいただけるようです。

なお、審査請求に費用はかかりません。 しんさせいきゅう かな 審査請求は皆さんに権利として認められて います。したがって、審査請求をしたから といって不利益をこうむるようなことはあり ません。

ただ、決定内容に疑問があるからすぐ審査 情報を進めるのではなく、まずは市町村に 質問をしましょう。そして納得がいくまで 説明をしてもらうようにしてください。それでもどうしても納得できない場合には、審査 世間表 ができることを覚えておきましょう。

## 第22回隐管围部分别

う年もこの季節が近づいてきました。 う年もこの季節が近づいてきました。 う年は歌手の赤井銀次さんをお招きするなど、 かなきま たの 皆様に楽しんでいただけるよう準備を進めて います。ぜひお越しください。

日時: 平成 1 8 年 1 1 月 1 9 日 (日) 10:00~15:00 (雨天決行)

ばしょ くまとりりょういくえん 場所:熊取療育園

> なんかいいずみきのえきまえ 南海泉佐野駅前、またはJR熊取駅前 おおさかたいいくだいがくまえゆ より、大阪体育大学前行きのバスに乗 り、南 小学校前下車。バスの進行方向 なるき、信号を越えてすぐです。

★ボランティア募集中です★



するべきことはたくさんあるから、優先順位が必要。 当然無駄は習くが、けっこう大事なこともあえて切り捨てたり後間しにせざるを得ないこともある。優先順位を決める作業は、実はとても難しい、と思う。 (見学)